

緊急事態宣言の解除を受けた本会の新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について
(第12報)

一般社団法人 日本非破壊検査協会
会長 阪上隆英

平素は当協会の諸活動にご協力をいただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は現在も終息には至っておりませんが、令和4年3月21日をもって、一部都道府県に出されていたまん延防止等重点措置が解除されました。これを受けて行事等への規制や要請等は段階的に緩和されつつあります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症に関しては、新たな変異株の出現など、感染の再拡大には予断を許さない状況であります。当協会では、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための協会運営ならびに行事開催の方針を決定し発表してまいりましたが、この度のまん延防止等重点措置の解除を受けて、第12報を以下のようにまとめさせていただきました。

新型コロナウイルス感染症の感染防止、感染拡大防止の基本方針に変わりはありませんが、まん延防止等重点措置の解除により、社会活動が回復基調にあることを見据えながら、当協会の活動もポストコロナ時代の学協会活動を考えるステージに移行させたいと存じます。ただし、新型コロナウイルス感染症再拡大の発生状況によっては、これまでお知らせしてきた従前の対応に戻ることも考えられます。詳細については、当協会ホームページでご確認ください。

1. 学術活動

学術部門講演会・シンポジウム・委員会の今後の開催計画の立案にあたっては、当面の間はオンライン開催を基本としますが、対面開催が効果的であると判断される行事については、十分な感染拡大防止対策をとった上での対面開催を可能とします。ただし、参加者の利便性を考慮して、オンライン併用によるハイブリッド開催も検討します。

2. 講習会及び資格試験・認証事業に関する基本方針

非破壊試験は社会の安全・安心の維持に必要な重要な技術であり、非破壊試験技術者を継続的に育成・認証することは当協会の重要な責務であります。従って、講習会及び資格試験・認証については、感染防止、感染拡大防止の観点から出来得る限りの対策を徹底し、収容人数等のイベント開催に関する当局の指導や要請に従い実施いたします。

3. 事務局機能

当協会においては、新型コロナウイルス感染症に関する職員の行動指針を定めておりますが、新型コロナウイルス感染症によるリスクを抑える目的で、今後も職務に支障のない範囲での在宅勤務や時差出勤等を実施する方針です。これにより皆様にご不便をおかけすることも考えられますが、ご理解・ご了承をお願い申し上げます。

【各事業及び事務局機能における感染防止対策についての概要】

【教育・講習会】

開催予定の講習会については、感染拡大防止対策を徹底した上で実施します。ただし、座学講習会については、オンライン講習会も導入しています。

- ・ [「COVID-19 感染予防のための当協会講習会事業の対応について」](#)

【資格試験・認証】

開催予定の試験等の認証関係行事については、感染拡大防止対策を徹底した上で実施します。

- ・ [当協会 HP「資格試験」新型コロナウイルス感染症等への対応について](#)

以上